

30. 共通経費の按分(配賦)とは何ですか？区分経理とは？

発生した費用は、事業費(事業に直接関連する費用)と管理費(全般的な管理に要する費用)の2つに大きく分けますが、実際の活動の中では事業と全般的な管理に共通して発生する費用や事業費と管理費に明確に区分できない費用が発生すると思います。

例えば、スタッフが事業活動と管理業務の両方に従事している場合の給与です。

この場合は従事時間数の比などにより按分(配賦)することが必要になります。

按分計算する場合の配賦基準は、費用科目により最も適切なものを継続して適用します(例えば、面積比、従事時間比、収入比など)

なお、小規模な法人では事業費と管理費は分けませんが、共通費用の按分はしないということもあります。

・ 区分経理について

区分経理は事業の種類ごとに会計を分けることですが、2つの意味で使われます。

①1つは、「その他の事業」を行っている場合です。その場合には、「NPO 法上の区分経理」が必要となります。

②もう1つは、税法上の「収益事業」を行っている場合です。その場合には、「法人税法申告のための区分経理」が必要となります。

共通経費の按分については、「みんなで使おう！NPO 法人会計基準」の、[実務担当者のためのガイドライン](#)にある Q&A を参考にしてください。

14-1 [事業費や管理費とは具体的にどのようなものですか？](#)

14-2 [常勤の職員がいないような小規模なNPO法人で、事業部門と管理部門が明瞭に分かれていない場合には、どのように事業費と管理費を区分したらいいのですか？](#)

22-1 [複数の事業を行っている場合には、事業費をその事業ごとに区分しなければいけないのですか？](#)

22-2 [事業部門と管理部門に共通する経費や、複数の事業に共通する経費はどのように按分するのですか？](#)